

三島野スポーツクラブ会則

1999年4月3日制定

1 名 称

この会の名称は、三島野スポーツクラブと称する

2. 目 的

この会は、会員の健康維持、向上と豊かな人間性をはぐくむために、ハイキングや軽登山を中心にさまざまなスポーツ活動を実施する。

3. 活動の理念

次に掲げる新日本スポーツ連盟の5つの活動目標を中心に据え、会員の要求を尊重し活動する。

- ① スポーツを行うことは基本的人権であり、権利にふさわしい文化として発展させる。
- ② 自主的スポーツクラブの確立と発展を基礎に、多様なスポーツ活動を行いフェアスポーツ精神を培う。
- ③ 競技水準・技術の向上と科学的な指導法や一貫した指導体系の確立をめざす。
- ④ 公共スポーツ施設などの拡充を国や自治体の責任で実現する。
- ⑤ オリンピック運動の理想であるスポーツを通じて真の友好と世界の平和の実現に貢献する。

4 会 員

定められた会費を払い、この規約を認めた人とする。

5. 権利と義務

会員の会に対する権利は平等であり、義務は対等とします。

6. 運営

日常の運営の責任は世話人会がこれを負う。

7. 総 会

年一回、定期に開催し、世話人会と会の代表を選びます。

8. 財 政

この会の財政は、会費・事業収入・寄付金等で賄います。

会費は総会の承認で決定します。

各年度の収支決算は、総会で報告し、承認を得ます。

9. 規 約

規約の改定は、総会の意思によります。

10. 加 盟

他団体への加盟・脱退については総会の意思によります。